

平成23年度奈良県工業技術センター研究者養成研修事業受講者募集要項

1 目 的

この事業は、県内中小企業の研究者及び技術者等が、奈良県工業技術センターにおいて、当該職員と共同で研究を行うことにより、創造的な研究開発能力を持つ研究者の養成を行い、技術的課題の解決を図ることを目的とする。

2 研修テーマ・募集人員・日数

繊維製品高機能化技術研修	(2 名・30 日程度)
プラスチック・ゴム技術研修	(1 名・30 日程度)
食品分析技術研修	(1 名・30 日程度)
ものづくり基盤技術研修	(1 名・30 日程度)

3 対 象 者

県内の中小企業者又はその従業員で、研究テーマに関連する専門分野で5年以上の実務経験を有している者、若しくは知事が特に認める者とする。

4 研修期間

研修期間は、平成23年5月下旬から平成24年2月下旬までのうち適当な期間とする。

5 費 用

研修費用は、30,000円とする。

6 申込方法

研修に参加を希望する企業は、研修テーマ別に申込書(第1号様式)により申し込むこととする。

申込期間は、平成23年4月25日(月)から5月16日(月)までとする。

7 申し込み及び問い合わせ先

奈良県工業技術センター 企画・交流支援チーム(TEL 0742-31-9084)
〒630-8031 奈良市柏木町129-1

8 報 告 書

研修を実施した企業は、研修期間が終了するまでに事業実績報告書(第2号様式)を提出することとする。

9 そ の 他

奈良県工業技術センター研究者養成研修事業実施要領に従うこととする。

(第1号様式)

平成 年 月 日

奈良県知事 様

住 所

企 業 名

代表者名

印

奈良県工業技術センター研究者養成研修事業申込書

奈良県工業技術センター研究者養成研修事業実施要領に基づき共同研究を実施したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 研修テーマ

2 研修目的

3 研修内容

4 研修に参加する者

ふりがな 氏 名	性別 男 女 (才)		
所属課職名	TEL		
在職年数	年	最終学歴	

5 研修期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

6 企業概要

業 種		従業員数	
資 本 金		主要製品	

(第2号様式)

平成 年 月 日

奈良県知事 様

住 所

企 業 名

代表者名

印

奈良県工業技術センター研究者養成研修事業に係る実績報告書

平成 年 月 日付けで決定通知のあった上記事業が完了したので、奈良県工業技術センター研究者養成研修事業実施要領の規定により下記のとおり報告します。

記

1 研修テーマ名

2 事業完了日 平成 年 月 日

3 研修成果報告書 別添のとおり

別 添

研 修 成 果 報 告 書

1 研修の経過

(1) 研修者

企業名

氏 名

(2) 研修期間

開始 平成 年 月 日

終了 平成 年 月 日

(3) 研修の日程

(研修の開始から完了までの日程を、研修の段階に従って記載する。)

(4) 研修の実績

(研修の経過及び内容等について、図、表又は写真も含めて詳細に記載する。)

2 特許又は実用新案

(研修成果で特許又は実用新案の登録を出願しようとしているときは、その状況を記載する。)

3 研修の成果

(研修成果は具体的に詳細に記載し、研修成果を適用させるための具体的方法、適用上の問題点及び開発の技術的、経済的效果等について詳細に記載する。)

4 研修成果の企業化の見通し

(研修成果を企業化する見込み、時期、規模等について記載する。)

奈良県工業技術センター研究者養成研修事業実施要領

（目的）

第1 奈良県工業技術センター研究者養成研修事業（以下「研修事業」という。）は、県内中小企業の研究者及び技術者等（以下「研究者」という。）が、奈良県工業技術センター（以下「センター」という。）において、当該職員と共同で研究を行うことにより、創造的な研究開発能力を持つ研究者の養成を行い、技術的課題の解決を図ることを目的とする。

（テーマの設定）

第2 奈良県知事（以下「知事」という。）は、研修事業が効果あるものとするため、県内産業の実情、企業のニーズ等を勘案したテーマの設定を行うものとする。

（対象者）

第3 研修事業により受入れる研究者は、中小企業基本法第2条に該当する中小企業者又はその従業員で、研究テーマに関連する専門分野で5年以上の実務経験を有している者、若しくは知事が特に認める者とする。

（受入れ人数及び期間）

第4 知事は、研修事業を実施するに当たり県内中小企業の状況、産業振興計画、センターの状況等を勘案し、研究者の受入れ人数及び期間を決定する。

（募集）

第5 知事は、研究者を公募の方法により募集し、応募者の中から研修事業の実施に関し適当と認められる者を選定する。

（申し込み）

第6 研修事業に参加を希望する者は、第1号様式により申し込むものとする。

（客員研究員の委嘱）

第7 知事は、その研修事業内容等を十分に把握し、研究現場における豊富な研究能力を有する研究者を客員研究員として委嘱する。

（客員研究員の職務）

第8 知事は、客員研究員を研修事業の現場へ派遣し、研修事業中の活動を通じて、知識、技術、ノウハウ等の移転を促進し、実践的開発能力を持つ研究者の養成を行わせる。

（客員研究員の守秘義務）

第9 知事は、客員研究員に対して、職務上知り得た中小企業の企業秘密を厳守するよう指導する。

（客員研究員の派遣）

第10 客員研究員の派遣人数は研修事業内容により複数でもよいこととし、派遣期日は実践的開発能力に係る養成を行うにつき必要な期間とする。

(委嘱の解除)

第11 知事は、客員研究員が指導上知り得た秘密を漏らした場合、その他研修事業の目的若しくは内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合、又は心身の故障のため指導業務に耐えられないと認められる場合は、客員研究員の委嘱を解除することができるものとする。

(契約の取り決め)

第12 知事は、研修事業による研究者の受入れに当り、当該研究者との間で疑義が生じないように研修成果の取扱い等必要な事項に関し、あらかじめ取り決めておくものとする。

(実施機関)

第13 研修事業の実施業務は、センターが行う。

(事業の受講料)

第14 知事は、研修事業の受講料として、研修事業に要する経費の一部の額を徴収するものとする。

(事業実績の報告)

第15 研修事業を行った企業は、知事に対し研修期間が終了するまでに第2号様式により事業実績報告書を提出しなければならない。

(修了証書の交付)

第16 知事は、研修事業を修了した者に対して、修了証書を交付する。

(その他)

第17 この要領に定めのない事項及び運営等について、必要な事項は別途知事が定める。

参考

付 則

1. この要領は、平成 6年 7月15日から施行する。

付 則

1. この要領は、平成12年 5月20日から施行する。